

## 柔整師の機能訓練指導員への道

### 介護予防の創設

厚生労働省では、社会保障制度の一つである介護保険制度の改正が昨年6月に成立し、「地域支援事業」「新予防給付」が創設されました。今回の改革は「介護予防システム」と位置付けられ、現在の「要支援」「要介護」を再編成し、新たに介護保険受給対象者以外の特定高齢者も含めることとしています。

介護予防は、機能の低下に伴い生活が不活発になるところから心身の機能低下を防ぐことを目的に、心身の維持と自立した高齢者が「生きがい」のある生活を過ごすために行う事業です。

現在は介護不要だが、近い将来は介護が必要とする予備軍「特定高齢者（虚弱高齢者）」の健康状態に合わせて転倒予防体操や筋力トレーニング、機能訓練を提供し、軽度で心身の機能を維持・回復できる可能性

がある「要支援1」「要支援2」の者には、心身機能回復を目的とし寝たきり防止の筋力トレーニング、機能訓練を提供することであり、事業としては「予防訪問介護」「予防通所介護」も含まれ、18年4月より開始されることは既に承知のことと思

います。

日整では、4月から施行されるこの改革にどのように柔道整復師が取り組むかを、昨年緊急課題として、全国会長会、介護保険担当者会議や個別機能訓練指導者研修検証会など開催し、日整保険部長を柱とした保健部介護保険対策班からは「地域支援事業」へ参入するための具体的な方法が示されました。（日整広報174号・175号参照）

講習内容は15年度、16年度に作成した個別機能訓練マニュアルを使用して、軽度要介護者、虚弱高齢者の能力判断を行い、状態に合わせた機能訓練を提供できるように、また評価・計画・実施・再評価・再計画というように根拠に基づいた個別の機能訓練が行えるようにしています。

日整の取り組み

取り組みとして、日整を主体とする全般的な講習会を筑波大学名誉教授芳賀脩光先生のご協力により、高

齢者の研究をまとめた理論を基に柔道整復師による機能訓練指導の確立のため、「介護予防・機能訓練指導員認定講習会」を全国的に実施して、受講者に限り「介護予防・機能訓練指導員認定柔道整復師」を日整が認定します。

講習会のスタートが近畿ブロックで開催され、大阪と中国ブロックを対象に340名の参加があり、全国展開が始まりました。介護予防への意識が始めました。介護予防への意識と関心度の現われだと思います。会員の理解が将来の柔道整復業界の発展に懸かってきます。（全国一覧は日整広報177号参照）

講習内容は15年度、16年度に作成した個別機能訓練マニュアルを使用して、軽度要介護者、虚弱高齢者の能力判断を行い、状態に合わせた機能訓練を提供できるように、また評価・計画・実施・再評価・再計画といふように根拠に基づいた個別の機能訓練が行えるようにしています。

2日間の講習では、1日目、知識習得。2日目、検査、テスト方法、実際の訓練、実技がおこなわれます。

### 認識と行動

会員の中には、まだまだ認識は浅く、講習会の目的が何であるか理解されていないことがわかりました。

この講習会を受講することにより、「介護予防・機能訓練指導員認定柔道整復師」の名称で市町村に登録すれば、要支援の機能訓練が可能であると認識している会員の声を聞きました。現実に各都道府県へのPRが行き届かないことに目を向ける必要があります。

これだけの素晴らしい大きなプロジェクトが会員に伝わっていないようでは、介護予防事業に着手するのが、他の職種より立ち遅れる恐れがあります。

「機能訓練指導員」は柔道整復師のみならず他の職種にも認められ、福祉の場において活動することが位置づけられましたが、介護予防の創設に伴い各種団体や異業種などが「介護予防システム」に介入するため特色を示した機能訓練指導員講習会などを開くバトルの展開となっています。

# 広報部からプラスワン

介護保険に対し、厚生労働省が認めた機能訓練指導員の任用資格を柔道整復師がいかに活用できるか、地域支援事業にどのように係わるかがポイントになります。

私たちの施術所へ日々来院される高齢の患者さんの多くが、要支援対象者となることは明らかであり、患者数は減少傾向となります。

柔道整復師は機能訓練指導員として福祉の分野で参入が認められているが、社会的な活動は一部に留まっています。それには、特養施設やデイサービスなど活動範囲が限られているからです。また介護予防について充分な知識と機能訓練技術を習得する必要があるからです。

## 地域支援事業への取り組み

市町村が地域介護の中核拠点として、全国に約5,000箇所に地域包括

支援センターを設置しケアマネジメントを行う体制を作り、その中に運営協議会が設けられるので積極的に入れるよう交渉しなければならないのです。

1、市町村が実施主体であり各市町村に交渉して、地域包括支援センターの運営協議会へ参入する。

2、機能訓練指導員としてデイサービスの位置づけを行うことですが、既に活動されています。

3、地域支援事業の保健福祉の立場での位置づけをし、要支援、要介護になる可能性の高齢者を集めて予防介護を行います。柔道整復師あるいは、機能訓練指導員として筋力向上トレーニング、運動機能向上の指導で予防介護サービスを提供します。

4、地域支援事業の集中センター方式として、施術所を有効利用して地域密着方式の機能訓練を実施します。

5、「機能訓練指導員資質向上養成講座」の開催に伴う講習会の位置づけをして、「機能訓練指導員指導マニュアル」を基に、各都道府

県会員に「機能訓練指導員認定講習会」を開催して機能訓練指導員の資質向上を図ります。

## 市町村へのアプローチ

特定高齢者施策「ハイリスク・アプローチ事業」と一般高齢者施策「ボビュレーション・アプローチ事業」の選択をしなければなりませんが、両方でも可能です。

柔道整復師が行う事業では「ハイリスク・アプローチ事業」担当職域に当たり、市町村が行う地域支援事業の筋力向上トレーニング等は民間事業者に委託することが可能ということで、この事業に参入できるよう交渉することがカギとなります。

柔道整復師の機能訓練が有効とされる根拠として、行政関係に交渉内容を実際どのように行うかが焦点になります。

日整では交渉に当たるために各項目別資料や簡単な内容で担当者が分かりやすく編集した柔道整復師機能訓練の紹介を（DVD）にまとめています。（日整広報174号参照）

私たちが介護事業に参入することで新たな介護認定者の重度化の遅延または減少を図ることで、介護保険給付費の抑制に役立てるものであります。

（外林雅夫）

- ①平成15年度厚生労働省研究事業報告書
- ②平成16年度厚生労働省研究事業報告書

告白

福祉関連ナビゲーション

前回のプラスワンで、外林部員が「柔整師の機能訓練指導員への道」を書かれた。社団日整として方向性を提示し取り組んでいる内容についてのものである。

ーリングリストに登録し発言を繰り返し行つてきた。当時は制度の問題、制度の解釈、利用者さんへの対応について内容の書き込みが多くみられた。利用者さん

行政の措置から契約へ、社会福祉法人から営利企業へと大きく転換したことと機能訓練指導員として働くこととなつたこと、介護支援専門員受講資格試験に入れたことによつて我々の業界も田を向けるようになつたといつても過言ではな

## 新参組として

古い歴史をもつ福祉の世界への参加で  
大切なことは、いつたい何なのだろうか  
……。

いきなり右も左もわからない状態で、少しのお金を振りかざしディサービスを創ったからといって本当の意味での参入になるのであろうか。ほとんどの人が業界流にいえば、見習いをしない状態での参加である。

しかし最近の書き込みは、デイサービスの立ち上げ方や算術（経営に関して）が多く見受けられる。贊否はあると思われるが、非常に軽い気持ちでディサービスを立ち上げる人たちが多いように思

が多く見受けられる。贊否はあると思われるが、非常に軽い気持ちでデイサービスを立ち上げる人たちが多いようだ。

り、認知症グループホーム外部評価調査員となつた。更にその活動からの延長で、所属している組織の推薦もあり、今年からはじまる介護サービス情報の公表制度の外部調査指導者となつた。今後所属している組織は、介護保険以外の福祉サービス第三者評価機関としての認証取得に向けて活動を続けていく。そのように福祉全般を広く浅くみてきている立場から、の発言である。

我々の業界も  
目を向けるようになつた

介護保険制度が始まるところからあるメ

ある日突然土足で福祉領域に踏み込まれたのであれば、長年地道に活動された方々はどうに思われるのでしょうか。新参組として謙虚に学ばせて頂くという姿勢こそが今大切なことなのではないだろうか。

ある日突然土足で福祉領域に踏み込まれたのであれば、長年地道に活動された方々はどうに思われるのでしょうか。新参組として謙虚に学ばせて頂くという姿勢こそが今大切なことなのではないだろうか。

# 広報部からプラスワン

どのような役割を担当して、その役割に  
よつてこのようになつていくということ  
を明白に理念として掲げて、周囲の福祉  
関連の職種に対し説得ができるぐらいに  
ならなくてはならないのではないだろう  
か……。

## 介護予防・認定 機能訓練員講習会

一期、介護保険対策班として携わった、  
厚生労働省の研究事業報告をエビデンス  
として掲げ、現在の対策班が適任の講師  
を招きながら、全国規模の講習会を開催  
している。これを期にさまざまな県から  
活動報告が広報部にも届くようになっ  
た。しかし反面、講習は受けたものの、  
何といって市町村に対して交渉していく  
ば良いかがわからないという声をよく耳  
にする。

ともかく介護保険について勉強しなさ  
いと言うよりしかたがないが、必ず各県  
の執行部に所属していなくても、介護支  
援専門員の業務を行つている会員はいる  
ことと思われる。真剣に市町村と折衝し  
福祉領域に入りたいと思うのであれば、  
そのような会員をオブザーバーに迎え協

議することが肝心であると思われる。  
要介護者に対する予防給付対象者であれ、地域支援事業対象の特定高齢者、一般高齢者であれ、ともかく勉強させて頂くというスタンスでの参入を強く要望したい。金のためになく地域の人々からの信頼を得る第一歩であると思  
う。

この一步を踏まずして十足で上がりこむようなケースが多くなれば、きっと福祉業界は我々を排除していく方向になつてくることと思われる。

## 児童養護施設の 本を読んで

児童養護施設は、幼児期から18歳に至るまで、さまざまな経緯によつて親と同居することができない子供達が生活する場である。彼らは18歳という年齢までに自立するということが必要に迫られた課題である。大学に進むために新聞奨学生となり働きながら勉学に励んだり、高校生ともなればアルバイトをしてこの先の自立にむけての資金としたり頑張つてい  
きたい。

そして地域や福祉職の方達の信頼を得られるように活躍してほしい。デイサービスは福祉サービスであることを理解してほしい。

我々の成功は次の世代に受け渡すことができる。我々の失敗は次の世代の道を開ざすことになる。肝に銘じて進んでもらいたい。

(田中達也)

はもとより大学生の学習ボランティア、子供達に調理を教えるための料理教室ボランティア、幼年者のための読み聞かせボランティア、施設にいる子を全面的に受け入れる里親さん、さまざまな方々がさまざまな思いをもつて活動をされている姿が映し出される。